

2025年12月吉日

お取引先各位

株式会社ミダック

株式会社三晃

## 廃棄物処理法改正に伴う契約書のご対応について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2026年1月1日付けで施行される廃棄物処理法施行規則の改正に伴い、下記の通りご案内申し上げます。

大変ご不便をお掛けしますが、ご理解ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

### 《改正概要》

対象: 第一種指定化学物質等取扱事業者(PRTR 対象事業者※)であり、かつ処理を委託する産業廃棄物に、排出量及び移動量を把握すべき第一種指定化学物質(PRTR届出対象物質)が含まれている、または付着している事業者

※判定方法につきましては、別紙をご確認ください。

内容: 以下の内容を契約書に記載

- ・第一種指定化学物質が含有、付着している旨
- ・含有、付着している第一種指定化学物質の名称及び量又は割合

時期: 2026年1月1日より施行 ただしすでにご契約いただいているものについては次回更新までの間にご対応

なお、第一種指定化学物質等取扱事業者ではない排出事業者様につきましては、本改正による影響はございません。

- ・改正に関する詳細はこちらのサイトをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/content/000347658.pdf>

- ・改正に関するFAQはこちらのサイトをご参照ください。

<https://www.env.go.jp/content/000359023.pdf>

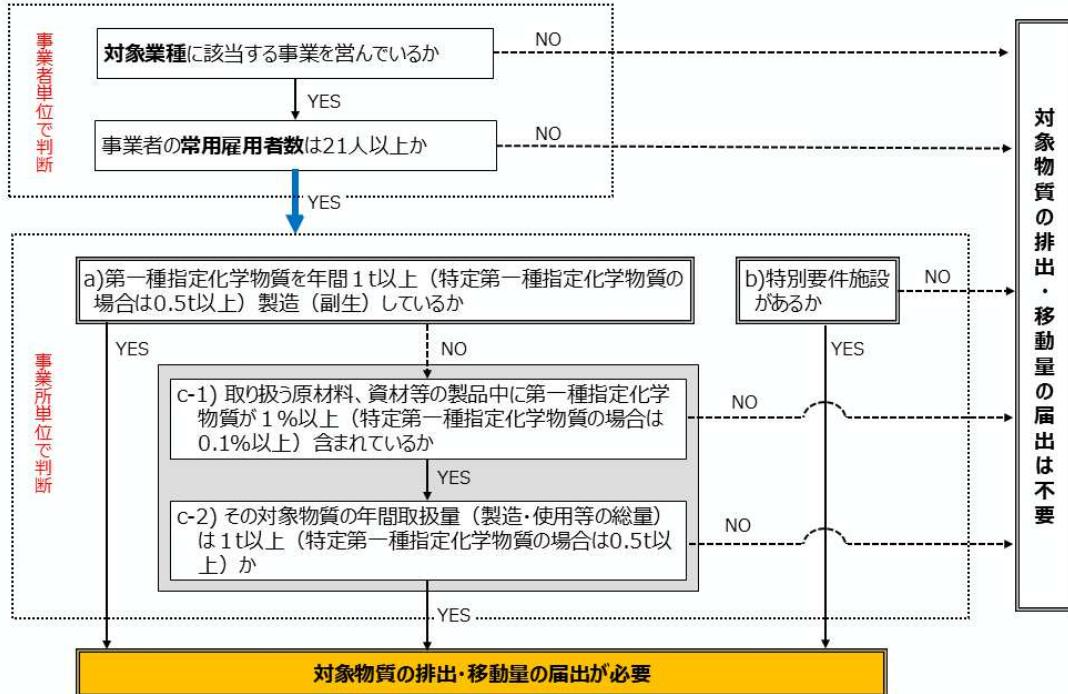
以上

### 《お問い合わせ先》

弊社営業担当まで

別紙

## PRTR対象事業者の判定方法



※PRTR 対象物質の副生(非意図的製造)も「PRTR 対象物質の製造」となります。

※特別要件施設とは、以下の施設になります。

鉱山保安法上の関連施設、下水道終末処理施設、一般廃棄物処理施設、

## 産業廃棄物処理施設、ダイオキシン類対策特別措置法上の特定施設

※詳細は経済産業省 HP にございますマニュアルをご確認ください

[https://www.meti.go.jp/policy/chemical\\_management/law/prtr/PRTRmuniyuaru\\_r6.html](https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/prtr/PRTRmuniyuaru_r6.html)